

一般社団法人
広島県建築士事務所協会
会長 豊田 隆雄 様

広島市長 松井 一實
(都市整備局指導部建築指導課)

広島市建築基準法取扱集の改正について (通知)

日頃から本市の建築行政について御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このたび、記載内容の一部が建築基準法と整合していなかったため、本取扱集の改正を行いますので、お知らせします。なお、本市ホームページにおいても公表しています。

つきましては、貴会の関係者への周知に御協力ください。

1 改正内容

頁	項目	現行 (改正前)	改正後
1	6 防火設備となる防火覆いの取扱い	防火覆い形状については、・・・クーラースリーブを延焼のおそれのある部分に設ける場合は、キャップを鉄製とする必要がある。	防火覆い形状については、・・・クーラースリーブを延焼のおそれのある部分に設ける場合は、キャップを鉄材又は鋼材とする必要がある。

2 施行期日

令和7年4月1日

3 本市ホームページ掲載場所

事業者向け情報>建築・住宅・宅地(事業者)>建築に関する情報>建築に関するお知らせ>広島市建築基準法取扱集の改正について



問合わせ先
第二指導係 中村
TEL 082-504-2288 FAX 082-504-2529
E-Mail kenchiku@city.hiroshima.lg.jp